

○埼玉県選挙管理委員会の所管する行政
手続等における情報通信の技術の利用
に関する規程

平成16年4月2日選挙管理委員会告示第
60号

目次

標題	
発令	
改正沿革	
公布文	
題名	
目次	
第一条（趣旨）	
第二条（定義）	2
第三条（電子情報処理組織による	2
	3
	4
	5

埼玉県選挙管理委員会
の所管する行政手続
等における情報通信
の技術の利用に關す
る規程

改 平成 令和
正 二七 二年一
年 年 月二

印刷モード

終了